

千葉県広報紙「ちば県民だより」及び千葉県ホームページ

広告掲載に係る契約書（案）

- 1 業務の名称 千葉県広報紙「ちば県民だより」及び千葉県ホームページ広告掲載
- 2 契約内容 別紙「千葉県広報紙『ちば県民だより』及び千葉県ホームページ広告掲載に係る仕様書」により、広告を掲載する
- 3 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 契約金額 金 円
(うち消費税額及び地方消費税額 円)
- 5 契約保証金

上記業務について、委託者 千葉県（以下「甲」という。）と受託者 ○○○○○○○○（以下「乙」という。）とは、別添の条項によって契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

（A）本契約の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保有する。

（B）本契約の証として、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者及び受託者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有するものとする。

〔注〕（A）は紙の契約書を採用する場合、（B）は電子契約を採用する場合に使用する。

令和 年 月 日

甲 千葉県千葉市中央区市場町1番1号
千葉県
千葉県知事 熊谷 俊人

乙

(定義)

第1条 本契約において「広告媒体」とは、甲が発行する千葉県広報紙「ちば県民だより」及び甲が管理する千葉県ホームページ（アドレスが<https://www.pref.chiba.lg.jp/>で始まるもの）をいう。

(契約内容)

第2条 乙は、広告媒体に、別添「千葉県広報紙『ちば県民だより』及び千葉県ホームページ広告掲載に係る仕様書」（以下、「仕様書」という。）に基づき広告を掲載し、甲に対しその対価として、頭書の契約金額（以下、「広告掲載料」という。）を納付するものとする。

2 前項の仕様書に明記されていない事項については、甲と乙とが協議してこれを定める。

(契約の保証)

第3条 乙は、本契約の締結に当たり、広告掲載料の10分の1以上の契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし、甲が千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第99条第2項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

2 前項の契約保証金は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。

3 甲は、乙が本契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく契約保証金を乙に還付するものとする。

4 乙は、前項の甲の乙に対する契約保証金の還付と、乙の甲に対する広告掲載料の納付とを対当額にて相殺することができる。

5 契約保証金を還付するときは、利息を付さないものとする。

6 広告掲載料の変更があった場合には、保証の額が変更後の広告掲載料の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、甲の承諾なく、本契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、担保に供し、又は引き受けさせてはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、委託業務の全部又は一部を他に委託し、又は請負わせてはならない。
ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(広告の募集方法等)

第6条 広告主の募集は乙が行い、募集に要する費用は乙の負担とする。

2 広告主の募集方法及び広告掲載金額は、乙が定める。

3 乙は、仕様書の内容を広告主に周知するなど、仕様書の範囲内において広告の募集を行わなければならない。

4 乙は、別紙1「ちば県民だより及び千葉県ホームページ広告の募集に関する誓約書」を甲に提出するものとする。

(履行状況の調査等)

第7条 甲は、必要と認めるときは乙に対してこの契約の履行状況につき、隨時に調査し、又は報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(広告の掲載に伴う検査等)

第8条 乙は、仕様書に基づく広告データ（以下、「成果品」という。）を、広告媒体ごとに甲が指定する期日までに納入し、甲の検査を受けなければならない。

2 検査の結果、仕様書に適合しない場合、甲は乙に修正を命じることができる。
乙は、甲から修正を命ぜられた場合は、遅滞なく修正を行い、再検査を受けなければならない。

(契約内容の変更等)

第9条 甲は、必要がある場合には、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又はこの契約の履行を一時中止することができる。この場合において、広告掲載料又は契約期間を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議して書面によりこれを定める。

2 千葉県ホームページに掲載した広告（以下、「バナー広告」という。）がサーバの故障又は保守点検等の事由により、24時間を超えて掲載されなかつた場合には、

契約期間に含まれる日数のうち掲載しなかった日数が占める割合を広告掲載料に乗じて得た金額を減額するものとする。ただし、天災その他の非常事態の発生により、甲がバナー広告の掲載を一時停止した場合は、広告掲載料の減額は行わないものとする。

(バナー広告の掲載の中止)

第 10 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載期間中であってもバナー広告の掲載を中止することができる。

(1) バナー広告の画像及びリンク先となるウェブサイトが仕様書に反すると認められるとき。

(2) その他バナー広告の掲載を継続することが適切でないと認められるとき。

2 乙は、広告主からの依頼に基づき、書面をもって、バナー広告の取下げを甲に求めることができる。甲は、乙からのバナー広告取下げの申し出があった日から 5 日以内に、当該バナー広告の掲載を中止するものとする。

3 前 2 項による掲載の中止又はバナー広告の取下げを行う場合は、バナー広告掲載料の減額は行わないものとする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第 11 条 この契約の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲と乙とが協議して定める。

(業務改善の命令)

第 12 条 乙が仕様書に反して業務を実施した場合、甲は、その業務の改善を命ずることができる。この場合における費用は乙の負担とする。

2 乙は、前項の規定により甲から業務の改善を命ぜられたときは、誠実にこれを実施しなければならない。

(広告掲載料の納付額及び納付方法)

第 13 条 広告掲載料は、契約期間の月数で除すものとし、各月の納付額は、別紙 2 「契約金額の契約期間各月における納付額」により定めるものとする。

- 2 甲は、各月納付額に基づき、広告媒体の納品確認後、速やかに納入通知書を発行するものとする。
- 3 乙は、甲が発行した納入通知書により、記載された期日までに納付しなければならない。
- 4 前項の納付について、乙の責めに帰すべき事由により支払いが遅れた場合においては、甲は、遅延日数に応じ、広告掲載料にこの契約の締結時点における千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第120条第1項に規定する違約金の率を乗じて計算した額の延滞金の支払いを乙に請求することができる。ただし、延滞金の総額が100円に満たないときはこの限りではない。

（契約不適合責任）

第14条 甲は、引き渡された成果品が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

- 2 乙が前項の期間内に履行の追完をしないときにおいても、甲は、前条の広告掲載料の納付を求めることができる。

（催告による解除）

第15条 乙が本契約の期間内に履行をしないとき、甲は相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（催告によらない解除）

第16条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、乙に対する催告をすることなく、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、本契約に違反したとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 乙が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみで本契約の目的を達

成できないとき。

- (5) 債務の全部の履行をする見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 債務の一部しか履行する見込みがないことが明らかであり、かつ、一部の債務の履行では契約の目的を達することができないとき。
- (7) 乙が、本契約の締結及び履行に関し、詐欺その他不正の行為があるとき。
- (8) 乙が、正当な理由がないのに、甲の指示に従わないとき。
- (9) 検査に際し、方法を問わず乙が甲の職務執行を妨げたとき。
- (10) 乙が甲に重大な損害を与えたとき。
- (11) 乙から本契約の解除の申し入れがあったとき。

2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条及び前項の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の解除権)

第17条 甲が本契約に違反し、その違反により契約を履行することが不可能となつたときは、乙は本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約が解除された場合において、これにより乙が損害を受けたときは、その損害は甲が負担する。

(違約金)

第18条 第15条及び第16条第1項の規定により本契約が解除されたときは、乙は、広告掲載料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰すべき事由がないときは、この限りでない。

2 前項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって第1項の違約金に充当することができる。

3 甲は、実際に生じた損害額が第1項の規定による違約金の金額を超える場合には、その超える金額について、別途、乙に損害賠償の請求をすることができる。

4 乙は、本契約により、甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して、この契約の締結時点における千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第120条第1項に規定する違約金の率で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又

はその全額を切り捨てる)を延滞金として併せて甲に納付しなければならない。

(秘密の保持等)

第19条 乙は、本契約の履行において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

また、その職を退いた後も同様とする。

2 乙は、本契約の履行過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(談合等に起因する契約解除と損害賠償に関する特約事項)

第20条 乙に談合その他不正行為があったときは、別紙3「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約事項」によるものとする。

(裁判管轄)

第21条 甲及び乙は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(遡及条項)

第22条 この契約が契約の始期までに締結されない場合において、甲乙双方の協議により当該始期から契約締結時までに行われた行為は、この契約に基づくものとして取り扱う。

(補則)

第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

別紙1

ちば県民だより及び千葉県ホームページ広告の募集に関する誓約書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

住所

会社名

代表者氏名

印

私は、千葉県広報紙「ちば県民だより」及び千葉県ホームページ広告の募集について「千葉県広告事業実施要綱」、「ちば県民だより広告掲載事業実施要領」及び「千葉県ホームページバナー広告掲載要領」に記載の条件を遵守します。

別紙2（第13条関係）

契約金額の契約期間各月における納付額

広告掲載月	納付金額	うち 県民だより	ホームページ
ちば県民だより令和8年5月号 千葉県ホームページ令和8年4月	円	円	円
ちば県民だより令和8年6月号 千葉県ホームページ令和8年5月	円	円	円
ちば県民だより令和8年7月号 千葉県ホームページ令和8年6月	円	円	円
ちば県民だより令和8年8月号 千葉県ホームページ令和8年7月	円	円	円
ちば県民だより令和8年9月号 千葉県ホームページ令和8年8月	円	円	円
ちば県民だより令和8年10月号 千葉県ホームページ令和8年9月	円	円	円
ちば県民だより令和8年11月号 千葉県ホームページ令和8年10月	円	円	円
ちば県民だより令和8年12月号 千葉県ホームページ令和8年11月	円	円	円
ちば県民だより令和9年1月号 千葉県ホームページ令和8年12月	円	円	円
ちば県民だより令和9年2月号 千葉県ホームページ令和9年1月	円	円	円
ちば県民だより令和9年3月号 千葉県ホームページ令和9年2月	円	円	円
ちば県民だより令和9年4月号 千葉県ホームページ令和9年3月	円	円	円
合計	円	円	円

※消費税相当額の端数処理を行う場合は最終月で調整する。

談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約(以下「契約」という。)と一体をなす。

(談合その他の不正行為に係る解除)

第2条 千葉県(以下「甲」という。)は、契約の相手方(以下「乙」という。)がこの契約について、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1)公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)

第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2)乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が協同組合及び共同企業体(以下「協同組合等」という。)である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合、その他甲が認める場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲の生じた事実の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帶して甲に支払わなければならない。乙がすでに協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。
(暴力団等排除に係る解除)

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1)乙の役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。)が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (2)乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3)乙の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4)乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5)乙の役員等が、暴力団、暴力団員又は(1)から(4)に該当する法人等(有資格業者でないものを含む。)であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (6)乙が、契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する者に契約の履行を委託し、又は請け負わせたと認められるとき。

2 乙が協同組合等である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第5条 乙は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。